



～弁護士の女房のつぶやき～



日々いろんなニュースが報道されて、その瞬間に感動した事柄も時間がたつと過去のものになってしまいます。この夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、選手たちのひたむきさや極限までの頑張り、肉体の美しさ、日本選手の活躍に感動したのですが、もうなんだか忘れてしまっています。女子バレーの試合を観た晩は、興奮して自分の体も軽くなりさっとうオーキングに出かけたのですが、今は、サボりの毎日で体が重くなってしまいました(苦笑)。▲今の旬の話題といえば、自民党総裁が岸田さんになった事と眞子様のご結婚です。岸田さんは、颯爽としていて頭も良さそう。挫折を何回か経験されたようで、人間味がありそうです。関係ありませんが、奥様は私と同じ年。ちょっと近いものを感じます(笑)。総裁になられると課題がたくさんあるでしょうが、私はどうしてもお願いしたいことがあります。いや、国民の願いでもあると思います。『拉致事件』を少しでも解決に向けて進めていただきたいのです。横田めぐみさんも、実は私と同一年。報道される度に胸が痛んでいます。いったい、今どうなっているのでしょうか。お母様の横田早紀江さんが気の毒でなりません。この法治国家の日本でなぜあのような事件が起こり、なぜ未だ解決できないのでしょうか。小泉前首相は偉かったです。北朝鮮に行って連れ戻してくださいました。あのときは、本当に小泉さんは日本に帰国出来るのかな？大丈夫だろうか？と心配をしました。岸田さんにも是非頑張ってくださいたいです。関係のご家族には本当にもう時間がないと思います。▲眞子様のご結婚。おめでたいことです。ニュースではいろいろ報道されていますが、とにかくお幸せになっていただきたい。アメリカに行き、自由を獲得して輝く笑顔の眞子様がみたいです。そして小室さんと結婚して良かったね、思いたいです♡。それにしても、小室さんのロン毛にはびっくりでした！少し前の我が家の長男と同じ！長男もロン毛を束ねていましたが、今はぱっさり切りました。親としてホッとしたところでした(笑)。

今は短髪でさっぱり！長男のロン毛ビフォーアフターです。→



檜八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.30 令和3年 秋号

宮崎市橘通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00~18:00

Kashiyae news

2021年
秋号



モナラベンダー

日中はまだまだ残暑ですが、時折爽やかな風が通り抜け秋を感じる頃になりました。モナラベンダーは薄い紫色の小花で、穏やかな気持ちにさせてくれます。

花言葉は「沈静」。落ち着いた紫色にちなんでつけられたそうです。

ずっと眺めていたい花です。



お役立ち情報室

税務申告について ①



個人事業主やフリーランスの方、副業をしているサラリーマンは確定申告をする必要があります。今回からは確定申告について詳しくお伝えします。

「確定申告」

1月1日から12月31日までの間に所得のあった人が、「もうけ」に対してかかる税金（所得税）を自分で計算して清算する手続きです。「もうけ」のことを税法では「所得」といい、その種類に応じて、事業所得・不動産所得・譲渡所得・・・等10種類に分類されます。1年間で得た10種類の「所得」を集計し、税金を計算し自ら申告・納税することが確定申告になります。この手続は原則として、翌年の2月16日から3月15日までの期間に行います。

確定申告で税金の「申告納税」が必要な方は以下の通りです

【サラリーマンの方】

サラリーマンで以下の要件に該当する方は確定申告をする必要がありません。

- ① メインの給与の年間収入金額が2,000万円を超える方。
- ② メインの給与所得で「年末調整」をしていない方
- ③ 2カ所からの給与所得があり、メインの給与所得で「年末調整」をしていて、なおかつ副業である「従たる給与所得」の収入合計が20万円を超える場合（2カ所以上給与の場合、副業である給与所得は収入金額で判定します）
- ④ 副業として得た事業所得や土地、アパートを賃貸して得た所得（不動産所得）、不動産を売却して得た所得（譲渡所得）など、その他の所得合計

が20万円を超える場合。

- ⑤ 同族会社の役員が会社から貸付利息や地代家賃等を受け取っている場合（この場合、所得金額が20万円以下であっても申告が必要です）

【サラリーマン以外の方】

- ① 個人事業やフリーランスの方が得た所得（事業所得）、土地やアパートを賃貸して得た所得（不動産所得）などの合計から所得控除を引いてなお残額がある場合。
- ② 公的年金受給者で、公的年金にかかる雑所得から所得控除を引いてなお残額がある場合。

「還付申告」 ～還付金を受け取る為の確定申告です～

確定申告義務はないけれど確定申告をすることで還付金を受け取る事が出来る場合があります。確定申告は「所得税の清算」をするために行いますが、「清算」という言葉には不足分を納めたり、過払い分の所得税を返金してもらいことも含まれます。払いすぎた所得税を返金してもらう確定申告のことを「還付申告」といいます。サラリーマンで還付申告が出来る方は以下のような方です。

- ① 医療費控除や寄付金控除を受けたい方
- ② 住宅ローンを受けたいサラリーマン（初年度のみ）
- ③ 年度の途中で退職して年末調整をしていない方

還付申告の申告期間は、対象となる年の翌年の1月1日から5年間です。

確定申告をするには、申告書を書いて税務署に提出する必要がありますが、インターネット経由で税務署に送信する方法や、スマートフォンでe-Tax送信をすることも可能です。

計算した結果納税する場合は、現金納付では3月15日が期限ですが、振替納税にすると引き落としが4月下旬になるので、現金納付よりも1ヶ月以上も納税猶予になります。還付の場合も、e-Taxによる電子申告にすると書面提出よりも早く還付金が入金されます。

期限内に申告・納税することが大切です。

※次回は青色申告・白色申告についてお伝えします。